

第 35 号議案

指定管理者の指定の件（こども本の森神戸）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和3年6月11日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

こども本の森神戸

2 指定管理者

東京都文京区大塚3丁目1番1号

T R C & 長谷工 m e e t B A C H

代表者 株式会社図書館流通センター

代表取締役 細川 博史

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

理 由

こども本の森神戸の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

こども本の森神戸 の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

こども本の森神戸

2. 指定管理者

東京都文京区大塚3丁目1番1号

TRC&長谷工 meet BACH共同企業体

(代表者) 株式会社 図書館流通センター 代表取締役 細川 博史

3. 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

4. 令和4年度予定額

43,999千円

5. 債務負担行為

期間：令和4年度～令和8年度 限度額：219,995千円

6. 選定までのスケジュール

提案書類受付期限 令和3年3月25日（木）

選定評価委員会 令和3年4月20日（火）

7. 選定理由

今回のこども本の森 神戸の指定管理者候補者の選定にあたっては、施設の設置目的である「子どもに対し、良質で多様な図書、芸術文化及び歴史に触れあえる環境を提供することにより、子どもが豊かな感性と創造力を育むとともに、震災の記憶が残る特別な場所で、その教訓から命の大切さを学べる場とする」という役割を果たすために、どのような方針で施設を運営し、事業を企画・実施していくのかということについて提案をいただいた。

候補者の提案は、安定した管理運営体制や、効率の良い運営計画の面で評価が高く、具体的には、開館当初の繁忙期におけるボランティアスタッフの登録推進や、パートタイムスタッフを登用した安定的な勤務体制が評価された。

また、利用者へ提供するサービス内容に関する計画については、神戸の特色・東遊園地という立地を活かした運営計画や、近隣施設・近隣団体との連携について高い評価を得た。具体的には、阪神・淡路大震災をテーマにしたインスタレーション作品の制作や、東遊園地のファーマーズマーケット、KIITO、みなとのもり公園を周遊するような周辺エリアでの過ごし方に関する情報発信など、本施設

の特色を十分に活かした提案が評価された。

以上について審査項目にしたがって評価した結果、候補者の提案が、次点者の提案に比べて優れているという結論を得た。

[施設の概要]

(1) 設立趣旨

子どもに対し、良質で多様な図書、芸術文化及び歴史に触れあえる環境を提供することにより、子どもが豊かな感性と創造力を育むとともに、震災の記憶が残る特別な場所で、その教訓から命の大切さを学べる場とするため。

(2) 所在地

神戸市中央区加納町6丁目1番1号

(3) 延床面積

約570㎡

(4) 施設内容

1F：ポーチ、エントランスホール、閲覧室、休憩室、トイレ、テラス

2F：閲覧室、事務室、授乳室

管理棟2階：多目的室、事務室、授乳室、トイレ、バルコニー

(5) 開館時間 午前9時から午後5時30分

(6) 休館日

①12月29日から翌年1月3日までの日

②月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）